

## 宮崎県サービス付き高齢者向け住宅登録基準

宮崎県において、サービス付き高齢者向け住宅を登録する場合は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条（登録の基準等）による他以下の基準を満たすものとする。

### 1．建築物の安全性の確認

サービス付き高齢者向け住宅として登録する建築物が、建築基準関係規定（建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）に適合したものであること。

このことを証する書類として、建築基準法第7条又は第7条の2に規定する検査済証の写しを工事完了後に知事（宮崎市においては市長）に提出すること。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の整備にあたり、建築確認を要しない場合においては、特殊建築物等調査資格者に建築基準法第12条に基づく定期報告に準じる調査を依頼し、その報告書の写しを提出すること。

### 2．建築物の耐震性の確保

昭和56年5月31日以前に工事に着手した既存の建築物をサービス付き高齢者向け住宅として登録する場合は、耐震診断を行うとともに、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保すること。

### 3．市町村の介護保険担当課との事前協議

サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたっては、設置予定の市町村（宮崎市を除く。）の介護保険担当課と事前に協議を行い、その結果を宮崎県に報告すること。

### 附則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の日までに、既に登録を受けているものについては、この基準を適用しない。